

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

（１．労務費確保・賃金支払い等のための取組）

- 自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。
- 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。
 - ・ 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の労務費・材料費等の箇所を変更する場合は社内稟議を実施した上で行う。
- 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。
 - ・ 工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。
 - ・ 工事現場の土日閉所を実施する。
- 担い手の育成取組を行う。
 - ・ 下請け事業者の担い手：安衛法第59条第3項で定められている特別教育を実施し、資格取得の援助を行っている
- 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。

（２．建設キャリアアップシステムの活用）

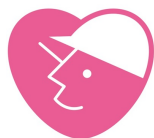
- CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組む。
 - ・ 元請として受注した工事現場にカードリーダー等就業履歴を蓄積できる機器を設置し、設置した現場において、少なくとも履歴蓄積を1件以上行うこと。

（３．宣言企業との取引優先）

- 取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。
 - ・ 2社同じ条件の見積もりが提出された場合、宣言企業を優先する

（その他）

項目	具体的な取組内容
処遇改善	男性の育児休業など育児支援の充実を図ること
処遇改善	長時間労働を是正すること
適正な請負契約	働き方改革の観点から適正な工期を設定すること
スキルアップ	就業者一人ひとりのキャリアアッププランを策定すること
労働安全衛生	安全確保のため必要な装備品等を支給すること



宣言日 2026年7月24日
宣言有効期間 2026年7月24日～
取組開始日 2026年8月1日
企業名 (株)日本ピーエス
代表者名 有馬 浩史

取組開始日は、本宣言に記載されている複数の取組のうち最も開始が遅い日付を示している。
また、宣言日から1年以内で設定が可能な日付である。